

# 京都長岡ジョイフルフットボールクラブシニア規約

## 第1章 総 則

### 第1条 (名称)

本クラブは京都長岡ジョイフルフットボールクラブシニアと称する。(以後長岡JFCシニアとする)

### 第2条 (組織)

- 正会員 : 満年齢が40歳以上で京都府リーグに登録している者
- 準会員 : 満年齢が35歳以上40歳未満の者
- : 満年齢が40歳以上で京都府リーグに登録していない者

### 第3条 (目的)

サッカーを通じて豊かなスポーツ文化を創造し、人々の心身の健全な発達と社会の発展に貢献することを目的とし、シニアサッカーの普及・発展に寄与する

### 第4条 (活動内容)

- 1 本クラブは、前条の目的を達成するために以下の活動を行う  
京都フットボール連盟に加盟し、リーグ戦に参戦し、好成績を目指す  
定期的にトレーニングマッチやフットサルを通じて技術向上を図る  
他・カテゴリー（キッズ・ジュニア・トップ）とも連携を図り、J F C活動の円滑な運営に協力する
- 2 入会資格  
正会員・準会員は事務局を通じて代表もしくはシニア長の承認を得なければならない  
会費の納入が可能でスポーツ保険(財団法人スポーツ安全協会)に加入できる者  
正会員は他・シニアクラブに所属していない者に限る(2重登録の禁止)
- 3 会費納入の義務  
本クラブ員は運営に必要な別途定める会費を納めるものとする
- 4 退会及び休部条件  
本クラブ員は退会しようとする時は、その旨を事務局を通じて代表及びシニア長へ届けなければならない

### 第5条 (運営委員会)

- 1 代表者及びシニア長が必要と認めた者で運営委員会を組織する  
(代表・シニア長・事務局・主将で構成する)
- 2 運営委員会は、本クラブの「運営に関する事項」「指導方針」「指導計画」「事業」等を策定するために構成する
- 3 運営委員会は、代表者及びシニア長が必要に応じて招集する
- 4 代表者及びシニア長が必要と認めた時は、委員以外の者を委員会に出席させることができる

### 第6条 (総会)

総会は毎年会員を招集し本会の運用上必要な次の各号について審理し決定する

- 1 役員の選出
- 2 事業報告及び会計報告の承認
- 3 事業計画及び予算案の承認
- 4 その他、運営委員会から上告された事項に関する承認

### 第7条 (事故・盗難)

本クラブは、クラブ員が試合（宿泊を伴うものも含む）又は練習時の活動中、或いは会場までの移動中に生じた事故等について一切の補償及び責任を負わないものとし、スポーツ安全保険（財団法人スポーツ安全協会）による範囲内で対処する。

### 第8条 (除名)

会員が次の各号のいずれかに該当するときは運営委員会における議決により代表者及びシニア長がこれを除名することができる

- 1 当会の名誉を傷つけ、又は当会の目的と反する行為があったとき
- 2 当会の会員として遵守義務に違反したとき

## 第9条 (個人情報)

本クラブで知り得た個人情報は、第三者に故意又は過失によって漏洩したり、無断で使用しない及びその結果として本クラブに損害を与えない。

## 第2章 会 計

### 第10条 (会費及びその他の費用)

本クラブの運営費用は会員、その他の収入金によりまかなわれる

#### 1 会費

正会員	年会費	12,000円
	保険代	1,600円
準会員	年会費	2,000円
	保険代	1,600円

年会費は毎年4月と9月に6,000円ずつ徴収する

保険代は毎年4月に一括払い、下部組織で指導されている者は免状とする(ジュニア・きっずで支払い)

本クラブ員が退会される場合は納入された会費等は返金しないものとする

#### 2 特別活動費

J F Cシニアユニホーム (メイン/サブ)、スパイク、レガースは各自購入すること  
連盟リーグ以外の試合及び練習は1コイン制(500円)とし参加者からの徴収とする

## 第3章 付 則

### 第14条

本クラブに必要な細則は運営委員会において別に定めることができる

### 第15条

この要綱は平成30年4月1日より実施する